

## 三木市公契約条例 令和4年度 労働報酬下限額一覧表

### 1 対象工事請負契約

(単位：円／1時間)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2, 290	高級船員	3, 010
普通作業員	2, 230	普通船員	2, 410
軽作業員	1, 490	潜水士	4, 040
造園工	2, 320	潜水連絡員	2, 930
法面工	2, 700	潜水送気員	2, 840
とび工	2, 680	山林砂防工	2, 600
石工	3, 520	軌道工	3, 990
ブロック工	2, 850	型わく工	2, 740
電工	2, 360	大工	2, 590
鉄筋工	2, 570	左官	2, 550
鉄骨工	2, 480	配管工	2, 300
塗装工	2, 650	はつり工	2, 860
溶接工	2, 930	防水工	2, 680
運転手(特殊)	2, 420	板金工	2, 470
運転手(一般)	2, 110	タイル工	2, 430
潜かん工	3, 530	サッシ工	2, 820
潜かん世話役	4, 180	屋根ふき工	2, 700
さく岩工	2, 790	内装工	2, 870
トンネル特殊工	3, 990	ガラス工	2, 630
トンネル作業員	2, 830	建具工	2, 480
トンネル世話役	4, 260	ダクト工	2, 370
橋りょう特殊工	3, 220	保温工	2, 700
橋りょう塗装工	3, 310	設備機械工	2, 660
橋りょう世話役	4, 040	交通誘導員A	1, 590
土木一般世話役	2, 610	交通誘導員B	1, 340

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、手伝いを行う者については、950円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。

## 2 対象委託契約

(単位：円／1時間)

労働報酬下限額
950

(注) なお、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、該当最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には10円単位に切り上げる。